

リリー社参加契約およびRFx諸条件

本参加契約およびRFx諸条件（以下、「契約」）は、インディアナ州の法人であるEli Lilly and Company（イーライリリー・アンド・カンパニー）および/またはその関連会社（以下、「リリー社」）と参加者との間の「情報提供依頼」「提案依頼」または「見積依頼」（以下、「RFx」）において、参加者の参加を規定するものです。参加者は、リリー社のeソーシングシステム「Ariba」にて電子的に、またはRFxがAribaを介して発表されたものではない場合は書面による確認（電子メールを介して電子的に行われる場合を含む）を通して受諾を示すことで、本契約の受諾を表明するものとします。会社またはその他の法人を代表して参加者が本契約を締結する場合、参加者は、当該法人を本契約に拘束する権限を有することを表明するものとします。そのような場合、「参加者」は、当該法人を指すものとします。参加者とリリー社は、それぞれ本契約の「当事者」であり、総称して「両当事者」といいます。

第1節 定義

- 1.1 「**関連会社**」とは、いかなる人物についても、該当する時点において（本契約の締結時点またはそれ以降を問わず）、直接的に、または一人もしくは複数の仲介者を通して間接的に、当該人物を支配する、当該人物による支配を受ける、または当該人物と共通の支配下にあるあらゆる団体を指します。ただし、当該支配が存在する場合に限ります。
- 1.2 「**機密情報**」とは、本契約の当事者が機密または専有であるとみなす情報を指し（以下、この当事者を「開示当事者」という）、開示当事者の他者に対する義務により機密または専有とみなされる情報を含み、相手方当事者（以下、「受領当事者」という）に開示される、または受領当事者もしくはその代理人が取得する可能性のある情報、または開示当事者から受領した当該情報の開示に基づいて受領当事者が作成する可能性のある情報を指します。
- 1.3 「**人物**」には、個人、またはパートナーシップ、法人、関連会社、有限会社もしくはその他の形態の組織が含まれます。
- 1.4 「**代表者**」とは、従業員、幹部役員、取締役、契約者、代理人または顧問を指します。

第2節 背景

- 2.1 リリー社の関心は、RFxに回答する参加者を得て、将来的な事業利益の可能性のためにサプライヤーを特定することにあります。
- 2.2 RFxには、リリー社が参加者に提供するRFx文書内に記述された活動を含みますが、それらに限定されません。またその期間中に専有情報または機密情報が共有される可能性があります。

- 2.3 リリー社および参加者は、RFx文書内に記述された通りに回答を提供して活動を実施する参加者に対するリリー社の関与を促進し、専有情報または機密情報の共有を円滑化するために、本契約の締結を望んでいます。

第3節 書面による事前同意の維持

- 3.1 本契約は、本RFxに適用される両当事者間の書面によるあらゆる事前同意に取って代わるものでも、それを改訂するものでもありません。書面による事前同意が本契約の条項に相反する場合、本契約は相反しない範囲にのみ適用されます。

第4節 参加者の表明と保証

- 4.1 リリー社のeソーシングシステムにおいて特定のRFxに対し回答して意図を示すことにより、または書面による確認により、参加者はRFxに参加する真の関心があることを表明するものとします。
- 4.2 参加者は、本RFxへの回答の結果としてリリー社に提供される可能性のある製品およびサービスの提案に関して、適用可能なすべての法律、規則、規約、条令を順守することを表明するものとします。
- 4.3 参加者は、本RFxの期間中、すべてのリリー社のポリシーにリリー社が提供する通りに従うことに同意するものとします。
- 4.4 参加者は、RFxに対する回答を人工知能（以下、「AI」）モデルを利用して生成しないこと、また本RFxに回答するためにRFxをAIモデルと共有もしくはこれにアップロードしないことを表明し保証するものとします。そのような行為は本契約の違反と判断され、RFxへの参加は不適格とみなされます。
- 4.5 参加者は、リリー社に提供するまたは提供する予定のすべてのスケジュール、提案、文書、財務諸表および資料に、重要な事実に関して虚偽の記述は一切なく、またそこに含まれる記述に誤解を与える可能性のある重要な事実は一切省略されていないことを表明し保証するものとします。リリー社に財務諸表を提供する場合、参加者は、すべての重要な事項について、指定された期間の参加者の財務状態、経営成績、経費および費用が公正かつ正確に当該財務諸表に述べられており、米国会計基準（GAAP）に準拠して作成されていることを保証するものとします。リリー社からの要請に応じて、参加者は、リリー社の継続的なベンダー管理プログラムの一環として、すべてのデューデリジェンスまたはRFx資料の更新をリリー社に提供することに同意するものとします。
- 4.6 参加者の入札および価格設定の独立性に関して、参加者は次の事項を表明し保証するものとします。

- 4.6.1 (該当する場合) 参加者の提案書に記載される価格は、当該提案書に具体的に記載されている場合を除き、他の入札者または競争者との協議、連絡、同意が一切なく、独自に決断されたものであること。
 - 4.6.2 参加者の提案書に記載される価格について、参加者は、本RFxから発生するあらゆる契約の締結前に、直接的または間接的を問わず、他の入札者または競争者に対し、意図的に開示したことはなく、また開示する予定はないこと。
 - 4.6.3 参加者は、他のいかなる人物に対しても、提案書を提出するようにまたは提出しないよう仕向ける試みをしたことはなく、またする予定はないこと。
 - 4.6.4 参加者は、回答の作成にあたり、本RFxに関係のある(関係していた)職務に就いているリリー社の現在または過去の従業員から一切の協力を得ていないことを保証すること。ただし、当該RFxの発行前または一般質問期間中の準備を除きます。
- 4.7 贈り物および心付けに関して、参加者は次の事項を表明し保証するものとします。
- 4.7.1 参加者は、リリー社の全従業員もしくはその家族、またはリリー社に関与する他の第三者に対し、高額な接待を含め、いかなる賄賂、不当な支払い、不適切な贈り物の贈呈をしたり、贈呈を申し出たりしないこと。
 - 4.7.2 参加者の提案を提出することで、過去5年間に、参加者、参加者の従業員および/または代理人がリリー社の従業員またはその家族に行った贈り物または心付けについて、どのようなものであれ、参加者は一切知らないことを証明すること。ただし、参加者のRFxの回答に記載されている場合を除きます。

第5節 参加者のRFxにおける義務

- 5.1 参加者は、RFx文書内にて提供されるリリー社の連絡先にのみ連絡をすることができます。
- 5.2 参加者は、本RFxに対する回答に関わる全ての経費を自己負担するものとします。これには提出の準備および追加的な情報提供依頼の回答に関わる料金、時間および資料が含まれますがこれらに限定されません。
- 5.3 参加者は次の事項の責任を負います。
 - 5.3.1 指定された期日までに完全にRFxに回答すること。未回答の質問を残さないこと。
 - 5.3.2 指定された期間内に、リリー社のRFxに関するすべての質問に対処すること。
- 5.4 参加者は、入札期間中(eオークションなど)を除き、いかなる理由でもRFxプロセスから辞退することができます。リリー社は、参加者が辞退を選択する場合、儀礼上、書面による通知を依頼しますが、これは必須ではありません。リリー社が指示する期間内に、参加者が依

頼に対する回答を提出できない、またはリリー社が依頼する追加情報を提供できない場合、辞退とみなされます。

第6節 参加者のRFxの諸条件

- 6.1 参加者が提出する提案書に記述されたすべての情報は、価格設定の見積を含め、リリー社が当該提案書を受理した日付から最低90日間は有効で適用されるものとします。
- 6.2 参加者は、いかなる場合においても書面によるリリー社の事前の同意なく、リリー社、リリー社の関連会社、パートナーもしくは従業員の名称・氏名、またはリリー社が所有する商号、商標、取引に使用する装置もしくはその模造品を、宣伝、広告またはその他の方法に使用せず、また直接的または間接的を問わず、参加者が提供するいかなる製品またはサービスも、リリー社により認可、推奨、認定もしくは承認されていると表明しないことに同意するものとします。本RFxに基づき参加者が作成する提案書の全体もしくは一部をリリー社が受理する場合、参加者とリリー社は、書面によるリリー社の事前の同意がない限り、互いのいかなる協力関係も宣伝せず、参加者とリリー社との間のいかなる同意の存在またはその同意の条項も公表しないことに同意するものとします。
- 6.3 参加者が契約を締結した場合、本RFxに対する参加者の回答は、実際の契約に添付される可能性があり、契約に別段の定めがある場合を除き、参加者の提案書のすべての部分が拘束力を有することになります。

第7節 リリー社のRFxの義務

- 7.1 リリー社は、その独自の裁量により、次の事項を行うことができます。
 - 7.1.1 依頼の取り下げ。
 - 7.1.2 参加者の除外。
 - 7.1.3 情報、提案、もしくは見積、またはこれに類似する依頼を含め、別途依頼を発すること。
 - 7.1.4 依頼に対するいずれかまたはすべての回答の受理または拒否。
- 7.2 本RFxは、本RFxに記述されたりリー社のニーズを満たすサプライヤーの能力に基づいて、複数のサプライヤーに授与される場合があります。
- 7.3 リリー社は、本RFxの特定要件に対する回答として提出される汎用的な資料の確認または評価を行いません。
- 7.4 リリー社は、すべての提案を拒否し、本RFxを市場に再提起する権利を留保します。

- 7.5 リリー社は、サプライヤー選出プロセスの終始にわたり、リリー社に供給される製品またはサービスに関する参加者の文書のすべてを確認する権利を留保します。

第8節 リリー社の機密情報

- 8.1 RFX期間およびいずれかの参加者が事業の可能性を獲得した場合に発生する契約交渉の間、参加者は、次に列挙する情報を含めリリー社の機密情報にアクセスすることができます。研究開発計画と成果、新しい化合物とプロセス、評価手順（臨床試験および実地試験を含む）、製品配合、製造法、政府当局への申請、価格設定とコスト、構築計画、販売・マーケティング・広告の研究および計画、顧客リスト、コンピュータ情報およびソフトウェア、リリー社の事業特有の特別技術、プライバシー権の対象となる情報、不正なアクセスから保護するシステムに基づきリリー社が維持している情報。機密情報としての情報のステータスは、取得または開示の手段による影響を受けません。たとえば、機密情報は、書面、口頭、または電子的なコミュニケーションによって取得される場合、リリー社の代表者もしくは独立契約者から直接的に取得される場合、一人ないしは複数の仲介者を通して間接的に取得される場合、または目視しうる状態で取得される場合などがあります。同様に、情報の取得もしくは開示は、機密情報のステータスに影響はないものの、意図的、または不注意による場合があります。
- 8.2 参加者は、次の事項を行ってはなりません。
- 8.2.1 リリー社の機密情報を、以下に承認される場合もしくはリリー社が書面により承認する場合を除いて、開示すること、または
- 8.2.2 リリー社の機密情報を、関連するRFXへの回答または参加者が事業を獲得する場合のその後の契約交渉以外のあらゆる目的に使用すること。
- 8.3 参加者は、次の場合にリリー社の機密情報を開示することができます。
- 8.3.1 RFXに回答する目的で当該情報を知る必要があり、本参加契約により禁止されているリリー社の機密情報のいかなる開示および使用の禁止について契約上の義務がある代表者への開示。これは、当該人物が代表者として存続するか否かに関わりません。参加者は、参加者の代表者によるリリー社の機密情報の不正な開示または使用について、リリー社に対する責任を負うものとします。
- 8.3.2 適用法が強制する範囲内で、参加者は、リリー社に合理的な事前の開示通知を行い、リリー社と協力してかかる開示を最小限に抑えるまたは回避するものとします。
- 8.3.3 当該情報の機密性を維持する職務上の義務がある参加者の弁護士または会計士への開示。参加者は、かかる人物によるリリー社の機密情報の開示もしくは使用、また

はリリー社の機密情報への未承認のアクセスについて、リリー社に対する責任を負うものとします。

第9節 参加者の機密情報

- 9.1 依頼の過程において、リリー社は参加者の機密情報にアクセスする場合がありますが、RFxに対する参加者の回答を分析する以外の目的、または契約交渉期間以外に、参加者の機密情報を開示または使用しないものとします。

第10節 リリー社の第三者プロバイダーのプライバシー通知

- 10.1 リリー社のeソーシングシステムにてRFxに回答する、または特定のRFxへの入札の意思（回答の意思）を示すことにより、またそれに従い本参加契約を締結することにより、参加者は、氏名、署名、職務上の連絡先情報、政府発行の身分証明書および財務情報を含む個人情報を、リリー社の第三者プロバイダーのプライバシー通知に記述される条件に従って次の目的で使用および伝達することに同意するものとします。

第11節 法の選択

- 11.1 本契約は、法の抵触に関する規則を除き、すべての事項についてインディアナ州法に従います。

第12節 免責

参加者は、参加者自身、その下請業者、従業員または代理人による本RFxに関連する過失行為、過失、不作為、または意図的な違法行為に起因または関連して、直接的または間接的を問わず生じるすべての請求、責任、義務、損害、または費用のすべてを補償し、リリー社、その役員、取締役、従業員および代理人に損害を与えないものとします。